

# 誓 約 書

建築物の新築及び増改築にあたり、下記事項を履行することを誓約し、  
万一誓約内容に違反、不都合の行為があるとき、又は義務を履行しないときは、  
自費自弁のうえ改修又は撤去します。

## 記

1. 建築物は、道路中心より2 m以上の距離をとること。ただし、道路片側が河川、公有水面、がけ地等に面する場合は、その河川、公有水面、がけ地等の境界線より4 m以上の距離をとること。(道路幅員が4 m未満の道路に面する場合)  
また、塀、生垣、石垣、門、擁壁、その他境界を区分する構造物等についても同様とする。
2. 設計図面において、配置図に排水経路(汚水、雨水)を明示すること。
3. 下水道整備計画区域内については、供用開始後公共マスに接続(つなぎ込み)すること。なお、宅地排水設備工事(つなぎ込み)は、神崎市に登録された指定業者で行うこと。(下水道課確認)

神崎市長 様

令和 年 月 日

建築場所 神崎市

主要用途

建築主 住所

氏名

印

工事施工者 住所

氏名

印